

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

### 告示

- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……(建設局公園緑地部公園課……)
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……(都市整備局市街地整備部再開発課……)
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……(環境局自然環境部計画課……)

## 規則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年八月三十日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第百十四号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一有料施設の項中

陳列場	十二月二十九日から翌年一月三日まで及び月曜日(国民の祝日)
野外ステージ	に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

陳列場 野外ステージ	十二月二十九日から翌年一月三日まで及び月曜日(国民の祝日)に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
サッカー場 小サッカー場 野球場 小野球場 テニスコート 小サッカー場、 野球場、小野 場及びテニス コートの夜間 照明施設	十二月三十一日から翌年一月三日まで

改める。

別表第一の二有料施設の項中「代々木公園陸上競技場」を「代々木公園及び舎人公園の陸上競技場並びに砧公園及び大島小松川公園の小サッカー場並びに砧公園、猿江恩賜公園、芝公園、篠崎公園、陵南公園、上野恩賜公園、浮間公園、武蔵野公園、石神井公園、舎人公園及び大泉中央公園の野球場並びに武蔵野公園、篠崎公園、府中の森公園及び大島小松川公園の小野球場並びに日比谷公園、芝公園、猿江恩賜公園、亀戸中央公園、篠崎公園、浮間公園、舎人公園、光が丘公園、府中の森公園、木場公園及び大島小松川公園のテニスコート」に改める。

別表第五 一の部(一)の項ア中

運動会	陸上競技		都内の小学校及び中学校	
	その他			
午後	午前	午後	午前	午後
四万四千六百円	二万八千八百円	三万一千六百円	二万三千元	九千三百円

を

に

舎人公園陸上競技場		陸上競技					
		都内の小学校及び中学校			その他		
運動会	午後	午前	夜間	午後	午前	夜間	午後
	九千三百円	一万三千円	九千三百円	二万三千円	三万一千六百円	二万三千円	二万八千八百円
夜間	午後	午前	夜間	午後	午前	夜間	午後
二万八千八百円	四万四千六百円	二万八千八百円	二万三千円	三万一千六百円	二万三千円	二万八千八百円	四万四千六百円

改め、同部(土)の項中「代々木公園陸上競技場」の下に「舎人公園陸上競技場」を加える。

附則

この規則は、平成三十年九月一日から施行する。

告示

●東京都告示第千二百七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき目黒駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称  
目黒駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十四年七月十一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区

- 四 品川区上大崎二丁目及び上大崎三丁目各地内  
事務所の所在地及び設立認可の年月日  
品川区上大崎二丁目十五番十九号  
平成二十四年七月十一日
- 五 変更の内容  
事業施行期間を平成三十二年三月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日  
平成三十年八月三十日

●東京都告示第千二百八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下「法」という。第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成三十年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称  
株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所  
町田市小山ヶ丘一丁目十番十三号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名  
代表取締役 濱崎 伸一郎
- 四 その他  
一の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 8001  
163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001